

# 進路だより 第5号



令和7年(2025年)  
9月30日発行  
球磨支援学校進路指導部

## 高等部産業現場等における実習(現場実習)

高等部では就労・進路決定を見据え、9月8日から19日までの9日間、3年生が現場実習を行いました。全体で行う実習としては最後の実習になり、進路を「つかむ」段階です。それぞれの生徒が、これまで学んだ自分の長所や課題、そしてそれらを基に立てた目標を意識しながら一生懸命に実習に臨みました。自分が進みたい進路について自分の気持ちを大切にしながら、保護者、学校、実習先等と十分に話し合い、最終的に自分自身で進路を掴んでほしいと思います。



学校を卒業した後は、「自分に合った生活」を送ることが大切ですが、そのためには、福祉制度を上手に活用することも重要です。身近な制度である障害年金についてQ&Aでまとめてみました。

### 年金制度(Q&A)



(Q) 障害年金とは、何のことですか。

(A) 生まれつきの障害や病気、ケガによって、日常の生活や仕事が制限されるような方が受給できる年金のことです。「障害基礎年金」や「障害厚生年金」があります。20歳前から障害がある方は、障害基礎年金が受給できます。

(Q) 障害基礎年金を受給できる要件を教えてください。

(A) 次の3つの要件をすべて満たしている必要があります。



(初診日の要件) 初診日とは、障害の原因となった病気やケガについて、初めて医師の診療を受けた日のことです。知的障害の場合は、生まれた日が初診日となります。

(保険料納付の要件) 保険料を納めていること(免除等の手続きをしていること)が必要です。ただし、20歳前に初診日がある場合は、納付要件は必要ありません。

(障害状態の要件) 年金制度における障害等級表1級又は2級(※手帳制度とは異なります)

(Q) 働きながらも障害基礎年金は受給できますか。

(A) 障害基礎年金は、働きながらも受給できます。ただし、収入が多い場合(基準額を超えた場合)は、全部又は一部が停止されることがあります。

(Q) 障害基礎年金は、20歳になれば自動的に受給できますか。

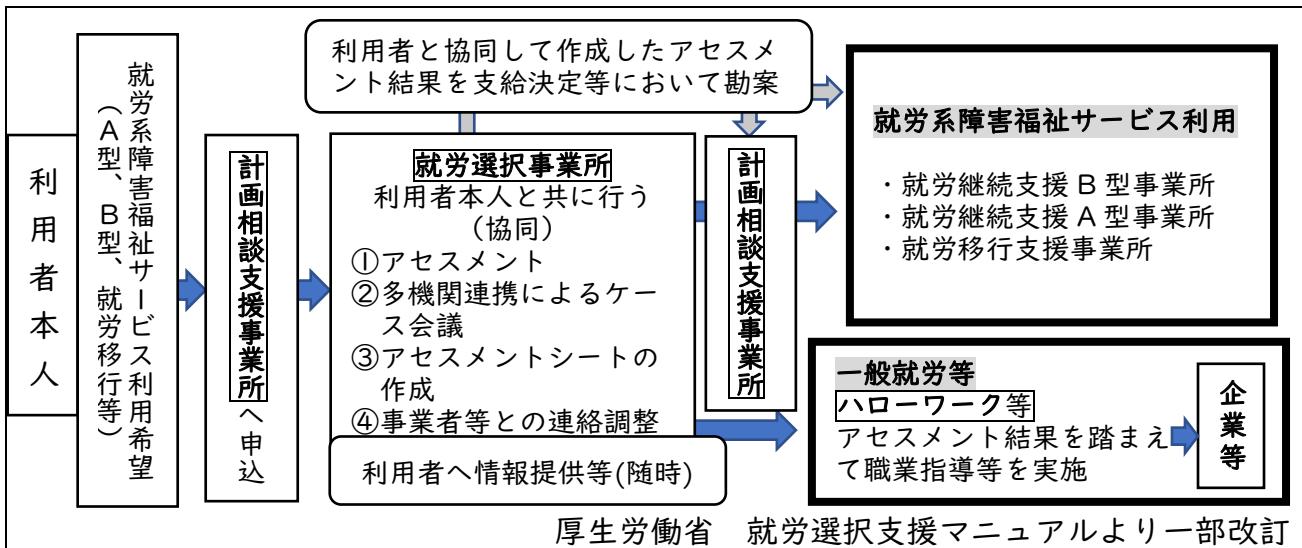
(A) 自動的には受給できません。請求(申請)が必要です。必ず、お住いの市役所(町村役場)や年金事務所の窓口で相談してください。

(Q) 障害基礎年金の支給額は、どのくらいですか。

(A) 「令和7年度」は、障害基礎年金1級:年額1,039,625円 2級:年額831,700円です。

## トピック 就労選択支援について

令和7年(2025年)10月より、就労選択支援の制度がスタートします。就労選択支援とは、令和4年(2022年)に改正された障害者総合支援法に基づく就労支援サービスの一つで、障がいのある方が自分に合った働き方を主体的に選択できるよう支援する制度です。高等部卒業後の進路先を決めるにあたって、就労選択支援のサービスを利用する方と一緒に「これからの働き方」を考えるサービスです。



### 就労選択支援の主な内容

#### ①作業場面を活用した状況把握（アセスメント）

短期間の生産活動を通じて、就労に関する適性等の評価や意向等を整理します。

#### ②多機関連携によるケース会議

利用者や関係機関を招集して多機関によるケース会議を開催します。

#### ③アセスメントシートの作成

アセスメントやケース会議を踏まえてアセスメント結果を作成し、利用者や相談支援機関等に伝えます。

#### ④事業者等との連絡調整

アセスメント結果を踏まえ、関係機関等との連絡調整を行います。

※以上の内容は、数日から1か月程度かかる予定です。

この制度は、働く意思のある障がい者が意欲や能力、適性を就労選択事業所にアセスメントをしてもらい、本人に合った就労先（必ずしも一つとは限りません）の判断を受け、自分を客観的に知り、進路選択の参考にするというものです。今まで就労継続支援B型に就労する際にのみ就労移行支援事業所（進路先とは別の事業所）でアセスメントを受けて、就労継続B型での就労が妥当であることを判断され、就労継続B型に就労することができていました。この制度では、令和9年（2027年）4月より就労継続支援A型利用にも就労アセスメントが必要です。

今後、高等部在学中に就労選択支援の利用が必要となってきます。現時点で、人吉球磨地域には就労選択事業所はありませんので、従来通りの就労アセスメントを実施しています。

隨時、就労選択支援の情報を伝えています。